

「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣について」改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等 に関する設置運営要領 令和 7 年 6 月 4 日 国 土 交 通 省 防災・減災対策本部決定 （削る） （目的） 第 1 この設置運営要領は、緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令（平成 24 年国土交通省訓令第 31 号）及び国土交通省防災業務計画に定めるもののほか、緊急災害対策派遣隊（以下「TEC-FORCE」という。）の派遣及び多様な主体との連携について、必要な事項を定めることを目的とする。 （用語の定義） 第 2 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 一 被災地とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある地域（災害以外の事由によって被害を受け、又は受けるおそれがある地域を含む。）をいう。 二 地方支分部局等とは、地方支分部局（気象庁の地方支分部局を除く。以下同じ。）及び沖縄総合事務局をいう。 三 被災地方支分部局等とは、被災地を管轄する地方支分部局等をいう。 （TEC-FORCEの組織及び派遣） 第 3 TEC-FORCEは、本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局等、気象庁の単位で、あらかじめ組織するものとする。 2 TEC-FORCEは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方支分部局等に災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合については、応援対策本部をいう。以下同じ。）が設置された場合に、当該地方支分部局等が管轄する被災地に派遣できるものとする。	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣について 平成 20 年 4 月 25 日 国土交通省防災会議決定 一部改正 令和 3 年 9 月 17 日 国土交通省防災業務計画（平成 20 年 4 月 25 日最終改正）に定める緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣については、下記によるものとする。 なお、本決定に定めるもののほか、必要な事項は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）設置細目によるものとする。 記 1. 目的 この決定は、国土交通省防災業務計画（平成 20 年 4 月 25 日最終改正）に定めるもののほか、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣について、必要な事項を定めることを目的とする。 2. 用語の定義 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 一 被災地とは、災害が発生した地域をいう。 （新設） 二 被災地方支分部局とは、被災地を管轄する地方支分部局をいう。 3. 適用事項 一 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国土交通本省に災害対策本部（国土交通省特定災害対策本部、国土交通省非常災害対策本部又は国土交通省緊急災害対策本部をいう。以下、同じ。）が設置された場合、又は国土交通本省が非常体制（「災害時等における国土交通本省の防災体制について（国土交通省防災会議決定 平成 16 年 5 月 24 日）」の規定に基づき、事務次官以下関係幹部が参集した体制をいう。以下、同じ。）の場合に、派遣できるものとする。

(TEC-FORCEの派遣)

第4 被災地方支分部局等に所属するTEC-FORCEの派遣決定は、被災地方支分部局等の災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合については、応援対策本部長をいう。以下同じ。）が行い、被災地方支分部局等以外（国土技術政策総合研究所、国土地理院及び気象庁を含む。）のTEC-FORCEの派遣決定は、本省災害対策本部（本省災害対策本部が設置されていない場合については、関係幹部をいう。以下同じ。）による総合的な調整の後、本省災害対策本部長（本省災害対策本部が設置されていない場合については、事務次官をいう。以下同じ。）が行うこととする。

2 被災地方支分部局等の災害対策本部長は、自らが任命したTEC-FORCEを派遣した場合、その旨を本省災害対策本部に報告する。

3 被災地方支分部局等の災害対策本部長は、被災地方支分部局等のみの対応では不十分と判断した場合、必要とする応援派遣規模を本省災害対策本部に要請する。

4 前項の要請に基づき、本省災害対策本部による総合的な調整の後、本省災害対策本部長は、被災地方支分部局等以外の地方支分部局等及び国土技術政策総合研究所の災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合については、応援対策本部長又は地方支分部局等の長及び国土技術政策総合研究所長をいう。以下同じ。）に当該局等の隊員の派遣を指揮する。

5 前項の指揮を受けた地方支分部局等及び国土技術政策総合研究所の災害対策本部長は、当該局等の隊員を被災地へ派遣する。

6 初動時の緊急調査は、被災地方支分部局等からの要請を待たずに、本省災害対策本部長が地方支分部局等及び国土技術政策総合研究

二 上記の規定にかかわらず、集中豪雨等により災害が発生し、被災地方公共団体単独の対応が困難な場合であって、被災地方支分部局の災害対策本部長が必要と判断した場合に、派遣できるものとする。

三 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局、気象庁の単位で、あらかじめ組織するものとする。

4. 派遣及び指揮命令系統

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣及び指揮命令系統は、次の手順で行うものとする。なお、本省災害対策本部が設置されていない場合については、「本省災害対策本部」とあるのは「関係幹部」と、「本省災害対策本部長」とあるのは「事務次官」と読み替えることとする。

(1) 派遣決定

被災地方支分部局に所属する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣決定は、被災地方支分部局の災害対策本部長が行い、被災地方支分部局以外の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣決定は、本省災害対策本部による総合的な調整の後、本省災害対策本部長が行うこととする。

(2) 派遣手順

一 被災地方支分部局の災害対策本部長は、自らが任命した緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣した場合、その旨を本省災害対策本部に報告する。

二 被災地方支分部局の災害対策本部長は、被災地方支分部局のみの対応では不十分と判断した場合、必要とする応援派遣規模を本省災害対策本部に要請する。

三 上記要請に基づき、本省災害対策本部による総合的な調整の後、本省災害対策本部長は、被災地方支分部局以外の地方支分部局及び国土技術政策総合研究所の災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合については、応援対策本部長又は地方支分部局長及び国土技術政策総合研究所長をいう。以下、同じ。）に当該局等の隊員の派遣を指揮し、派遣後に指揮を受ける被災地方支分部局を示す。

四 上記指揮を受けた地方支分部局及び国土技術政策総合研究所の災害対策本部長は、当該局等の隊員を被災地へ派遣する。

五 ただし、初動時の緊急調査は、被災地方支分部局からの要請を待たずに、本省災害対策本部長が地方支分部局及び国土

所の災害対策本部長に派遣の指揮を行うことができるものとする。 7 本省災害対策本部長は、本省災害対策本部による総合的な調整の後、本省の隊員を被災地へ派遣する。 8 国土地理院、気象庁からの派遣については、国土地理院災害対策本部長、気象庁災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合については、<u>国土地理院長及び気象庁長官をいう。以下同じ。</u>）が行う指揮の下で派遣する。 9 <u>国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所又は国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所にそれぞれ設置された国立研究開発法人TEC-FORCEの派遣については、国立研究開発法人土木研究所法（平成11年法律第205号）第15条、国立研究開発法人建築研究所法（平成11年法律第206号）第14条又は国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成11年法律第208号）第13条に基づき、国土交通大臣から国立研究開発法人への指示により派遣する。</u> <u>（TEC-FORCEの指揮命令系統）</u> 第5 本省災害対策本部長は、TEC-FORCEの派遣期間全体を通じて、国土技術政策総合研究所、国土地理院、<u>地方支分部局等及び気象庁の災害対策本部長に対し、関係機関との連携に関する総括的指揮を行う。</u> 2 本省、地方支分部局等及び国土技術政策総合研究所の隊員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が行う指揮の下で行動する。 一 <u>派遣元と被災地との往復の間 派遣元である本省、地方支分部局等及び国土技術政策総合研究所の災害対策本部長</u> 二 <u>被災地到着後 被災地方支分部局等の災害対策本部長</u> 三 <u>第4第6項に示す初動時の緊急調査 派遣元の本省、地方支分部局等及び国土技術政策総合研究所の災害対策本部長</u> 3 <u>前項第二号に関わらず、被災地方支分部局等の災害対策本部長が指揮することが困難な場合、本省災害対策本部長が直接指揮することができるものとする。</u> 4 国土地理院、<u>気象庁の隊員は、国土地理院災害対策本部長、気象庁災害対策本部長が行う指揮の下で行動する。</u>	技術政策総合研究所の災害対策本部長に派遣の指揮を行うことができるものとする。 六 本省災害対策本部長は、本省災害対策本部による総合的な調整の後、本省の隊員を被災地へ派遣する。 七 国土地理院、気象庁からの派遣については、国土地理院災害対策本部長、気象庁災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合については<u>国土地理院長及び気象庁長官をいう。以下、同じ。</u>）が行う指揮の下で派遣する。 八 <u>国立研究開発法人からの派遣については、国立研究開発法人土木研究所法第15条、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法第13条又は国立研究開発法人建築研究所法第14条に基づき、国土交通大臣から国立研究開発法人への指示により派遣する。</u> <u>（3）指揮命令系統</u> 二 本省災害対策本部長は、<u>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣期間全体を通じて、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局及び気象庁の災害対策本部長に対し、関係機関との連携に関する総括的指揮を行う。</u> 二 本省等の隊員（本省、地方支分部局及び国土技術政策総合研究所の隊員をいう。以下、同じ。）は、<u>派遣元と被災地との往復の間、派遣元である本省、地方支分部局及び国土技術政策総合研究所の災害対策本部長が行う指揮の下で行動する。</u> 三 <u>被災地到着後の本省等の隊員は、被災地方支分部局の災害対策本部長が行う指揮の下で行動する。</u> 四 <u>ただし、三に関わらず、被災地方支分部局の災害対策本部長が指揮することが困難な場合、本省災害対策本部長が本省等の隊員を直接指揮することができるものとする。</u> 五 <u>ただし、（2）五に示す初動時の緊急調査においては、三に関わらず、本省等の隊員は、派遣元の本省、地方支分部局及び国土技術政策総合研究所の災害対策本部長が行う指揮の下で行動する。</u> 六 国土地理院、<u>気象庁からの隊員は、国土地理院災害対策本部長、気象庁災害対策本部長が行う指揮の下で行動する。</u>
--	---

<u>(TEC-FORCEの体制の強化)</u> 第6 本省内部部局の長、国土技術政策総合研究所長、国土地理院長、地方支分部局等の長及び気象庁長官（以下「本省内部部局の長等」という。）は、必要に応じ、「緊急災害対策派遣隊員（非常勤）の勤務条件等について」（国土交通省大臣官房長、大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、水管理・国土保全局長通達。以下「勤務条件通達」という。）等の定めるところにより、TEC-FORCEの隊員として勤務することを目的として採用する一般職の非常勤職員（以下「緊急災害対策派遣隊員（非常勤）」という。）を確保し、人員体制を強化するものとする。 2 勤務条件通達等で定める任命権者であつて、災害時における緊急災害対策派遣隊員（非常勤）の採用を行う者は、必要な人員の確保を円滑に行うため、あらかじめ緊急災害対策派遣隊員（非常勤）としての十分な資質を有する者（「TEC-FORCE予備隊員」という。）の名簿を作成するものとする。 3 本省内部部局の長等は、必要に応じ、TEC-FORCEの事務を円滑かつ迅速に実施するための助言を得るため、高度な技術や専門的な知識を有する学識経験者をTEC-FORCEアドバイザーとして委嘱するものとする。 4 本省内部部局の長等（地方支分部局等においては事務所長を含む。第8において同じ。）は、必要に応じ、災害応急対策責任者を応援し、又は地方公共団体等を支援する組織及び能力を有する法人又は団体をTEC-FORCEパートナーとして災害協定等を締結するものとする。	(新設)
<u>(TEC-FORCEアドバイザーの派遣)</u> 第7 第4第1項から第8項までの規定は、TEC-FORCEアドバイザーの派遣について準用する。この場合において、第1項中「被災地方支分部局等に所属するTEC-FORCE」とあるのは「被災地方支分部局等の長が委嘱したTEC-FORCEアドバイザー」と、「被災地方支分部局等以外（国土技術政策総合研究所、国土地理院及び気象庁を含む。）のTEC-FORCE」とあるのは「被災地方支分部局等の長以外（国土技術政策総合研究所、国土地理院及び気象庁を含む。）が委嘱したTEC-FORCEアドバイザー」と、第2項中「自らが任命したTEC-FORCE」とあるのは「被災地方支分部局等の長が委嘱したTEC-FORCEアドバイザー」と、第3項中「被災地方支分部局等のみの対応では不十分と判断した場合」とあるのは「被災地方支分部局等のTEC-FORCEアドバイザーのみでは対応が困難と判断した場合」と、「応援派遣規模」とあるの	(新設)

は「専門分野及び活動内容」と、第４項及び第５項中「隊員」とあるのは「ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザー」と、第７項中「本省の隊員」とあるのは「本省内部部局の長が委嘱したＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザー」と読み替えるものとする。	
(ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーの派遣) 第８ 第４第１項及び第３項から第８項までの規定は、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーの派遣について準用する。この場合において、第１項中「被災地方支分部局等に所属するＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ」とあるのは「被災地方支分部局等の長が災害協定等を締結したＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナー」と、「被災地方支分部局等の災害対策本部長」とあるのは「被災地方支分部局等の長」と、「被災地方支分部局等以外（国土技術政策総合研究所、国土地理院及び気象庁を含む。）のＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ」とあるのは「被災地方支分部局等の長以外（国土技術政策総合研究所、国土地理院及び気象庁を含む。）が災害協定等を締結したＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナー」と、第３項中「被災地方支分部局等のみの対応では不十分と判断した場合」とあるのは「被災地方支分部局等のＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーのみでは対応が困難と判断した場合」と、「応援派遣規模」とあるのは「活動内容」と、第４項及び第５項中「隊員」とあるのは「ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナー」と、第４項から第６項までの規定中「地方支分部局等及び国土技術政策総合研究所の災害対策本部長」とあるのは「地方支分部局等の長及び国土技術政策総合研究所長」と、第７項中「本省災害対策本部長」とあるのは「本省内部部局の長」と、「本省の隊員」とあるのは「本省内部部局の長が災害協定等を締結したＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナー」と、第８項中「国土地理院災害対策本部長、気象庁災害対策本部長」とあるのは「国土地理院長、気象庁長官」と読み替えるものとする。	(新設)
(雑則) 第９ この設置運営要領に定めるもののほか、必要な事項は、国土交通省防災業務計画に規定する国土交通省災害対策連絡調整会議が定める。	(新設)
附則 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣について（平成２０年４月２５日国土交通省防災会議決定）は、廃止する。	(新設)